解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月二十四日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

埼玉県志木市幸町三丁目五番二八号
志木市西原特定土地区画整理組合
代表清算人　大野伊平次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

東京都練馬区大泉学園町七丁目五番一六号
特定非営利活動法人えみホーム
代表清算人　加藤　崇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

東京都狛江市和泉本町一丁目二七番一号一階
特定非営利活動法人狛江応援団
清算人　栗谷美枝子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

東京都文京区本郷三丁目一四番一六号
財団法人勤労者共同賃貸住宅協会
代表清算人　長原萬里雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

大阪市東淀川区東中島一丁目一八番二七―二〇一号
特定非営利活動法人エヌ・ピー・オー大阪
清算人　中嶋　啓造

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

大阪府大阪市港区築港二―八―二四ｐｉａＮＰＯ三〇四
特定非営利活動法人エルダーホステル協会
代表清算人　柏岡　富英

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年十二月十四日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

高知県須崎市山手町一番七号
清算法人須崎市角谷土地改良区
代表清算人　下元　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

埼玉県所沢市大字山口一六八三番地の九
特定非営利活動法人チカタの景観を考える会
清算人　枠谷　靖宏

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

埼玉県久喜市桜田一丁目四番四
鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合
代表清算人　白石　昌之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学
経済学部内
財団法人東京大学経済学振興財団
代表清算人　諸井勝之助

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年一月二十四日開催の臨時社員総会の決議により平成二十一年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月十二日

長崎県松浦市志佐町浦免一八〇八番地一
特定非営利活動法人体験観光ネットワーク松浦党
代表清算人　小船　廣幸

配当公告

福岡市南区野間四丁目二番一〇―七〇七号、開始決定時の住所福岡市南区大池一丁目五番一八号
破産者　是松　伸茂

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十一年（フ）第一五八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一七、七八七、五四八、七三六円
優先債権　金一三九、〇五二円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一四六、〇八七、六八一円
優先債権　金一三九、〇五二円

平成二十三年一月十二日

福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号不二法律事務所
破産管財人　中山　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市双葉町三丁目二〇番、最後の住所北海道苫小牧市双葉町三丁目二〇番三号
被相続人　亡　杉村　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号王子不動産第三ビル五階
相続財産管理人　弁護士　日髙　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区荒浜字中堀南一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙山　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番二二号シャンボール一番町七〇一
相続財産管理人　弁護士　金澤　孝司

第７期決算公告　平成22年11月16日

東京都世田谷区岡本二丁目18番５号
株式会社森林再生システム
代表取締役　速水　亨

貸借対照表の要旨（平成22年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,984
	固定資産	525
	資産合計	**75,509**
負債及び純資産の部	流動負債	28,519
	固定負債	55
	負債合計	**28,574**
	株主資本	46,934
	資本金	3,700
	利益剰余金	43,234
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	43,197
	（うち当期純利益）	(15,899)
	純資産合計	**46,934**
	負債・純資産合計	**75,509**